

令和元年6月14日現在

機関番号：34404

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16691

研究課題名(和文) 投資に内在する倫理的問題を解決するための日本版倫理コードの提案

研究課題名(英文) Proposal of a Japanese Version Ethical Code to Solve the Ethical Issues Inherent in Investment

研究代表者

杉本 俊介 (Sugimoto, Shunsuke)

大阪経済大学・経営学部・講師

研究者番号：80755819

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：近年、投資家に対して「責任ある投資」が、経営者にはそのための経営が求められている。本研究は、経営者や投資家が直面する投資に内在する倫理的問題を突き止め、その問題を解決するため、日本版倫理コードを提案することを目的とした。

本研究では、投資に内在する倫理的問題として、(1)倫理学で議論されてきた「道徳と自己利益の対立」という問題、(2)責任投資やESG投資の倫理的正当化が難しいという問題、(3)職場環境や健康経営をどう評価するかという問題、を明らかにした。そのうえで、倫理コードの候補として、功利主義的原則、カント主義的原則、徳倫理学的原則を比較し、検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、(1)「投資倫理」という新しい研究分野が開拓されることで、「応用倫理学の交叉点」のなかで見過ごされてきた投資の側面が明らかになった。また、(2)現在「責任ある投資」は政府主導ですすめられている。本研究によって、責任ある投資の普及・促進につながることも期待される。さらに、(3)投資の問題は「ただ金を使うのではなく、善く使うとはどのようなことか」という点で哲学の根本問題の一つのあり方である。本研究は、この根本問題に対する解明に貢献した。

研究成果の概要(英文)：In recent years, "responsible investment" is required for investors, and its management is required for managers. The purpose of this study is to identify the ethical issues inherent in the investment faced by managers and investors, and to propose a Japanese version of the Code of Ethics in order to solve those issues.

In this research, we clarified (1) the issue of "the conflict between morality and self-interest", which has been discussed in ethics, (2) the problem that ethical justification of responsible investment and of ESG investment are difficult, and (3) the problem of how to evaluate workplace environment and health management. Then, we compared utilitarian principles, Kantian principles, and virtue ethical principles as a candidate of ethics code, and examined.

研究分野：倫理学

キーワード：ビジネス倫理 投資 道徳と自己利益

1. 研究開始当初の背景

近年、投資全般に対して「責任ある投資」が求められている。この背景にあるのは、投資家によるコーポレート・ガバナンス強化の重視である。きっかけは2006年国連が責任投資原則として投資家に環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮を求めたことにある。2014年には、英国にならって、金融庁が「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉を公表している。また、2015年には金融庁と東京証券取引所が上場企業に対するC/Gコードを導入した。しかし、経営者と投資家からこれらのコードの導入・実施の意義がわからないという戸惑いの声が出ている。

その困惑には、投資に倫理が必要なのかという投資に内在する倫理的問題があると考えた。ところが、近年の「責任ある投資」の倫理的側面に関する先行研究は、責任投資原則の紹介か、クラスター爆弾製造企業への投資問題とノルウェーの公的基金の取り組みの紹介にとどまっている。

2. 研究の目的

上記の背景を受けて、経営者や投資家が直面する投資に内在する倫理的問題を突き止め、その問題を解決するため、日本版倫理コードを提案することを目的に掲げた。

3. 研究の方法

本研究では、上記の目的を達成するために、以下のことを段階的に明らかにする方法によって、研究を遂行することにした。

(1) 投資に内在する倫理的問題の特定

実際に、経営者や投資家が「責任ある投資」の導入・実施において何を問題だと考えているかを、文献研究とヒアリング調査を通して特定する。

(2) 問題の理論的考察を通じた解決案の検討

突き止めた問題に対して、理論的考察を行なう。その作業を通して解決案を検討し、既存の原則・コードの改善では解決できないことを示す。

(3) 問題解決のための日本版倫理コードの提案

問題解決のため日本版倫理コードを提案する。

4. 研究成果

本研究では、上記の方法に照らして研究を遂行した結果、以下の成果が得られた。

(1) 投資に内在する倫理的問題の特定について

投資に内在する倫理的問題として、①倫理学で議論されてきた「道徳と自己利益の対立」という問題、②責任投資やESG投資の倫理的正当化が難しいという問題、③投資家が職場環境や健康経営をどのように評価するかという問題を明らかにした。

① 責任ある投資に関する文献研究やヒアリング調査を行ない、投資に内在する倫理的問題の特定を試みた。そして、それが倫理学で議論されてきた「道徳と自己利益の対立」という論点にかかわることを明らかにした。すなわち、道徳に従った投資原則が自己利益に反するときでも、従うべき根拠があるのか、という問題である。

② 先行研究からは責任投資やESG投資の倫理的正当化が難しいという問題も明らかにした。先行研究で提案されたのは、首尾一貫性からの議論と悪徳企業原理に訴えた議論である。首尾一貫性からの議論とは、投資家が特定の企業が不正にかかわると信じているなら、その企業に投資すべきでないことが首尾一貫した態度として要求されるはずだというものである。また、悪徳企業原理からの議論とは、不正にかかわる悪徳企業に投資すること自体が不正であるはずだというものである。これらの議論の妥当性が検討されていないことを指摘した。

③ 投資家が企業評価を行う際、長時間労働などの職場環境の評価が問題となることがわかった。そこで過労死、過労自殺の問題に詳しい弁護士らと意見交換を行った。また、日本での健康経営と健康投資に注目し、健康をどのように捉えるかが問題であることを明らかにした。

(2) 問題の理論的考察を通じた解決案の検討について

① 道徳と自己利益の対立に関して、主として、功利主義的、カント主義的、徳倫理的な解決案を検討した。具体的には、フィリッパ・フットの著作（Philippa Foot, *Natural Goodness* (2001) など）で提案された徳倫理的な解決案を、功利主義的、カント主義的解決案と比較し、部分的に擁護することを試みた。具体的には、倫理的自然主義は放棄し、実践理性に関する反ヒューム主義をカント的に擁護するというものである。また、ノーマン・E・ボウイのカン

ト主義的ビジネス倫理や、ケアの倫理からのアプローチの問題点を指摘した。さらに、サミュエル・シェフラーによって提案された potential congruence という解決案を検討したが、それについては対抗案を提示するにとどまった。

② 責任投資や ESG 投資の倫理的正当化という問題の解決を目指し、先行研究で提案された首尾一貫性からの議論と悪徳企業原理に訴えた議論を検討した。首尾一貫性からの議論では、「首尾一貫性」の解釈が五つあり、どれも反例などがあり擁護できないことを示した。悪徳企業原理からの議論にも帰結主義的解釈と義務論的（カント主義的）解釈があるが、必ずしも悪徳な企業への投資が不正でないケースを挙げられることを指摘した。

③ 職場環境の問題については、功利主義、カント主義の観点から健康経営や人間性を尊重する経営のあり方を検討し、徳倫理学の観点から勤勉という徳の見直しを図った。健康経営やそれに対する投資（健康投資）についてはまた、健康に関する従来の捉え方として健康の機能的説明、全体論、アリストテレス的学説の問題性を指摘した。

(3) 問題解決のための日本版倫理コードの提案について

以上の問題群すべてに対して解決案を出すことは不可能である。そこで、健康投資に対する一つの基準（コード）として、健康に関してアリストテレス的全体論を提案した。この立場によれば、ある個体が健康であるとは、その個体が、標準的な状況のなかで、自分の開花繁栄（人間の場合、理性的に生きること）を実現する能力を獲得する能力をもつということである。この意味で（従業員の）「健康」に配慮した企業に投資すべきだということを明らかにした。

こうした投資に伴う道徳と自己利益の対立の問題となる。本研究では、この問題に対して、実践理性に関する反ヒューム主義をカント的に擁護できることを示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ① 杉本 俊介、健康の必要十分条件を与える試み：アリストテレス的全体論の提案、Contemporary and Applied Philosophy、査読有、第 10 巻、2019、pp. 66-92。
- ② Shunsuke Sugimoto、Ethics in Responsible Investment: How to Incorporate Ethics into Investment Analysis、Revue Roumaine de Philosophie、査読無、Vol. 62、Issue 1、2018 年、pp. 15-22。
- ③ Shunsuke Sugimoto、Philippa Foot's Theory of Practical Rationality without Natural Goodness、Journal of Philosophical Ideas、査読有、CCPEA2016 Special Issue、2017、pp. 223-244。

〔学会発表〕（計 8 件）

- ① Shunsuke Sugimoto、The Potential for Potential Congruence、The 11th International Conference on Applied Ethics、2018。
- ② 杉本 俊介、ノーマン・E・ボウイのカント主義的ビジネス倫理の検討：『利益につながるビジネス倫理』の初版と第二版を比較して、応用倫理学研究会、2018 年。
- ③ Shunsuke Sugimoto、Are Moral Requirements Themselves Reasons?、The Fourth Conference on Contemporary Philosophy in East Asia(CCPEA 2018)、2018。
- ④ 杉本 俊介、倫理学の視点から ESG 投資を考える、日本経営倫理学会 ESG 投資研究部会、2018 年。
- ⑤ 杉本 俊介、ケアの倫理から考える責任投資、応用倫理学研究会、2018 年。
- ⑥ 杉本 俊介、長時間労働の倫理、応用哲学学会第九回年次研究大会ワークショップ「長時間労働を問いなおす——過労死、過労自殺の問題をビジネス倫理の視点から考える」（オーガナイザー：杉本俊介）、2018 年。
- ⑦ Shunsuke Sugimoto、Philippa Foot's Theory of Practical Rationality without Natural Goodness、The 3rd Conference on Contemporary Philosophy in East Asia(CCPEA)、2016。
- ⑧ Shunsuke Sugimoto、Investor Ethics: From SRI to Principled Investments、The Sixth International Society of Business, Economics, and Ethics (ISBEE) World Congress、2016。

〔図書〕（計 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：
国内外の別：

○取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。